

第13回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年2月15日（火）午後6時45分～
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

(1) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 中間報告（たたき台）

※（5）市政運営・まちづくり（前半の未検討部分・後半）

資料2 中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

参考資料1 中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

さいたま市自治基本条例検討委員会

中間報告（たたき台）

※市政運営・まちづくり（前半の未検討部分・後半）

構成（案）

- ・ 表紙
- ・ 目次
- ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
- 1. 中間報告の基本的な考え方
 - （1）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
 - （2）めざすまちの姿と自治基本条例
 - （3）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
 - （4）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
- 2. 条例案骨子、考え方・解説など
- 3. 資料編
 - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
 - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
 - ・ 検討委員会の検討経過
 - ・ 条例の基本コンセプト
 - ・ 広報チラシ

など

④ 協働

【条例案骨子】

●（協働の推進）

- ・ **市民**と議会・**市長等**は、地域や市の課題を効果的に解決するため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。
 - （1）目的及び目標を共有すること。
 - （2）互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。
 - （3）それぞれの責任と役割を明確にすること。
 - （4）公平性、公正性及び透明性を確保すること。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**による協働の提案が地域や市の課題の解決に必要と認められる場合には、協働の実現に努めるものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**に対する協働に関する理解を深める機会の提供、**市民**の自発的な活動の支援その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 協働は、多様な主体が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重しながら、対等な関係で協力し合うことを言います。
- ・ 効果的な市政運営のためには、**市民**と議会・**市長等**の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。
- ・ **市民**と議会・**市長等**の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。
- ・ 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。**市民**の自主性と自立性が損なわれてはなりません。
- ・ 議会及び**市長等**は、**市民**による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決に必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び**市長等**には、**市民**からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。
- ・ 議会及び**市長等**は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとし、協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。
 - ・ 協働に関する理解を深める機会の提供
 - ・ **市民**から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（**市民**及び職員から適切な者を選出）の設置
 - ・ **市民**の自発的な活動の支援
 - ・ 民間組織相互の協働（**市民**協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保
 - ・ **住民**、**市民**活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供
- ・ **市民**と議会・**市長等**には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。

【検討課題】

- ・ **市民**と議会との協働について記述すべきか（実際、どのような事案が考えられるか。）

【**市民**や団体等からの主な意見】

- ・ （**市民**）行政は民間にできない仕事を担うから行政であり、そういう部分が相当あることをしっかりと条例で示した上で、地域、**市民**、企業と一緒にやらなければいけない時代というような謳い方にしてほしい。それぞれの役割分担を明確にして、どのような形で担っていくか。かなり

具体的に示していかないと、さいたま市らしさが出てこないと思う。

- (市民) 官すべきことは官でやらなければいけない。官のために民の活用が必要だとする見解は危険である。
- (市民) 市民と協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の向上が必要。
- (市民) 公民館の講座などボランティア活動等のバックアップがほとんどない。時間を要するし、勉強等の費用も自腹である。例えば協働のあり方検討委員会をつくって考えてほしい。
- (団体) 協働を推進するためには、職員の意識改革が必要である。
- (団体) 協働を推進するためには、市民と行政を結ぶ中間支援が必要である。
- (市長) 協働を浸透させるには、私自身のリーダーシップと、もう一つ、仕組みをつくらなければならない。
- (市長) 行政サービスを維持していくためには、行政だけでは限界がある。行政の最大の役割はセーフティネットの整備である。その上で、市民、事業者の皆さんには、やれることをやってみよう。そのためには、行政側も市民と協働するというスタンスをまず持たなければならない。

⑤ 市民の意見等への対応

【条例案骨子】

●（市民の意見等への対応）

- ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答することにより、説明責任を果たすものとする。
- ・ 議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 議会や市長等は、市民の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。
- ・ 議会及び市長等は、市民の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。
- ・ 議会及び市長等は、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答することが求められます。
- ・ なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。
- ・ また、市民の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努めることが必要です。
- ・ なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う市民、それを受け止める議会や市長等の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、市民、議会、市長等は考える必要があると考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。
- ・（市民）職員は、住民と親しく接することを避けているように見てとれる。お願いしても「決まりですからできない」などという対応が多い。

⑦ 総合振興計画

【条例案骨子】

●（総合振興計画の策定）

- ・ 市長は、市政の総合的かつ計画的な運営を行うため、総合振興計画を策定し、公表しなければならない。
- ・ 市長は、総合振興計画の策定に当たっては、積極的に**市民**の参加を求めるものとする。
- ・ 市長は、総合振興計画について、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に対応するよう、柔軟に運用するとともに、適宜見直しを行うものとする。
- ・ 市長は、総合振興計画の進捗状況を定期的に確認するとともに、公表しなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 現在、市町村には、総合的な基本構想を議会で議決し、これに即して行政を運営するように、地方自治法で義務付けられています。

<参考>地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

- ・ これに基づき、市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行政分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めています。
- ・ 一方、国では、地方分権を推進するため、法律による義務付けの見直しを進めており、基本構想の策定についてもその対象となっているため、義務付けが廃止された場合には、基本構想は策定しなくてもよいこととなります。
- ・ しかし、市民福祉の向上と市の健全な発展のためには、総合振興計画を策定し、計画的に市政を運営することの重要性に変わりはないと考え、この条例の中で、明確に位置付けることとします。
- ・ また、総合振興計画については、その重要性から、多様な**市民**意見を反映し、**市民**の理解を得ることができるよう、策定過程への**市民**参加の促進、及び公表にも重点を置くべきであると考えます。
- ・ そして、近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、総合振興計画と言えども、進捗状況を定期的に確認し、状況に応じた柔軟な対応、見直しが求められます。

⑧ 財政運営

【条例案骨子】

● (健全な財政運営)

- ・ 議会及び**市長等**は、効果的かつ効率的な市政運営及び必要な財源の確保に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図るとともに、市の財産についても適正な管理及び効率的な運用を行うものとする。
- ・ **市長等**は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、財政状況に関する情報を**市民**に分かりやすく公表するよう努めなければならない。
- ・ **市民**は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 長引く経済不況、少子高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大や税収減など、市の財政は厳しい状況が続くと考えられます。
- ・ このような状況において、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするためには、健全財政の確保・維持が重要です。
- ・ 地方自治体の財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを法律の目的としています。
- ・ 近年、一部の地方自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、地方自治体には健全な財政を維持する経営能力が問われており、平成21年4月には、地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、健全化や再生が必要とされた地方自治体には計画策定の義務付けや国等の関与がなされることなどが規定されています。
- ・ 財政状況の公表については、地方自治法243条の3に規定されていますが、単に公表するだけでなく、**市民**に分かりやすく公表することが求められます。

＜参考＞地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

- ・ 市の財政状況についての透明性の確保を徹底することにより、**市民**は財政状況のチェックができ、それが悪化するおそれがある場合には、より早い段階での対応が可能となると考えます。
- ・ また、**市民**にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持って考えることが求められます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 税金をどうやって使っているのかをホームページなどで紹介することは当然だが、関心のない市民が理解できるような形で表現することが大切。
- ・ (市民) 財政の問題は結構深刻だと思う。市はお金をとることに慣れていない。受益者負担の原則もあり、小さいお金でも集まると大きなお金になる。お金を配ってサービスを行うばかりでは、

長い目で見るといういいことではないと感じる。

- (市民) 一番のポイントは行財政改革。特に財政改革で、貸借対照表や損益計算書など、自治基本条例の中で、これら普通の民間の手法を市の財政の評価に取り入れてほしい。
- (市民) 国も地方も借金漬けであるのに国民は政治に要求し過ぎでサービス過剰でないか。「税金を取られている」意識だから無責任に個人的な要求をする。「税金を出し合っている」気持ちがしっかりとあれば、自分の要求に責任を持つと思う。「税金は出し合うもの、だからみんなで責任を持つ」ことを入れてもらいたい。
- (市長) 財政難は前提条件として避けて通れない。本市の財政状況は、600 億円規模で行財政改革をしていかなければならない実態がある。今やっている行政サービスが維持できなくなる。そういう時代をこれから迎えなければいけない大きな危機感を持っている。では、行政と市民、事業者がどういった役割分担をして、協力をしていくのか。本当にしっかり考えなければならない。

⑨ 監査

【条例案骨子】

●（監査の実施及び運用）

- ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。
- ・ **市長**は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。
- ・ 監査委員及び外部監査人は、**市民**に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。
- ・ 議会及び**市長等**は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。
- ・ 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、**市長等**の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、**市民**に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、**市長等**は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
- ・ 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、**市民**からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。
- ・ また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。

⑩ 行政評価

【条例案骨子】

● (行政評価の実施)

市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。

● (行政評価への市民意見の反映)

市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。

● (評価結果の公表及び事業等への反映)

市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表を行うとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使用してほしいと考えます。
- ・ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。
- ・ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後はより一層の取組が求められます。
- ・ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長等は、積極的に評価結果を公表する必要がありますが、税金が有効に活用されていることを市民が理解できるよう、市長等は、市民に分かりやすく評価結果を公表することに努めなければなりません。
- ・ また、評価自体への市民参加については、「行財政改革推進プラン2010」に基づき、多様な手法が検討されている状況にあります。
- ・ 多様な市民の参加のためには、個々の市民は専門家ではないので、市長等の自己評価の後、市民がチェックできるような手法も検討されるべきと考えます。
- ・ 効果が低い、または非効率な市政運営の見直しは必須であり、評価の結果については、見直しによる影響も考慮すると直ちに反映は難しいものもあると考えますが、市長等は市政に反映させるよう努めなくてはなりません。
- ・ また、市長等のみの努力ではその目的を達成しえない事業等もあり、評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。
- ・ 職員は評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等を見直し、費用対効果を考えた市政運営に努めるものとし、評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することが、職員の意識改革につながると考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接また間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったらいと思う。
- ・ (市民) 事業仕分けをお願いしたい。
- ・ (団体) 事業の必要性や費用対効果、財源を検証してほしい。ただし、市民サービス、公平さ、誠実、柔軟な対応ということについては、事業者の経営観とは少し違うものも必要である。

⑪ 組織

【条例案骨子】

●（組織等の整備）

市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織及び人員体制の整備に努めるものとする。

- （１）地域や市の課題に的確に対応できること。
- （２）市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいこと。
- （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。

●（市政に参加しやすい組織風土の醸成）

議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。

【考え方・解説】

（組織等の整備）

- ・ 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織、人員体制が求められます。
- ・ その上で、市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいことや、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できる組織、人員体制であることが求められます。
- ・ 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。

（市政に参加しやすい組織風土の醸成）

- ・ 市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢）を醸成することが必要です。

【検討課題】

- ・ 職員の人材育成については、組織として取り組む必要があると考えるが、ここ（組織）で規定すべきか、他のテーマで規定すべきか、または規定しないか等について、検討する必要があると考えます。

⑫ 市の発展のための法務

【条例案骨子】

●（市の発展のための法務）

- ・ 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において、法令の適正な解釈及び柔軟な運用を行うものとする。
- ・ 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または廃止するものとする。

【考え方・解説】

- ・ 地方分権時代において、地方自治体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、このことをより一層活用していくことが必要です。
- ・ この機会を活かし、市民福祉の向上と市の健全な発展の可能性を模索するために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則など法令の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切と考えます。
- ・ また、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または廃止することが求められます。
- ・ その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。
- ・ また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や規則等の制定、改正、廃止を行うことが求められます。
- ・ さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正、廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。

⑬ 危機管理

【条例案骨子】

● (危機管理)

- ・ 議会及び**市長等**は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。
 - (1) 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について**市民**へ周知及び啓発を行うこと。
 - (2) **市民**とともに危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。
 - (3) 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減を図ること。
 - (4) 危機の収拾、再発防止を図ること。
- ・ **市長等**は、危機発生時には、その情報を速やかに発信し、**市民**及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 「危機」とは、**市民**の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）のことで、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等（テロ、感染症、環境汚染など）」を意味します。
- ・ 危機の発生時に**市民**の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。
- ・ **市民**、議会、**市長等**は、危機の予防及び危機への備えを十分に行い、危機発生時には被害の軽減及び収拾、再発防止に努める必要があります。
- ・ 危機への対応に関しては、**市長等**の努力だけでは限界があり、関係機関や**市民**との連携が必須であり、「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。
- ・ 特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。
 - (1) まず、**市民**は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。
 - (2) 次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。
 - (3) そして、議会や**市長等**は、**市民**による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づく地域情報など必要な情報の公表、**市民**との情報共有などが必要です。
- ・ また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、**市長**をトップとする指揮命令系統のもと、**市民**や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。

⑭ 国や他の地方自治体等との関係

【条例案骨子】

● (国、埼玉県と市の関係)

議会及び**市長等**は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市の**まちづくり**を推進するとともに、市の**まちづくり**に関する国及び埼玉県の政策等に対し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。

● (他の地方自治体と市の関係)

議会及び**市長等**は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。

● (諸外国と市の関係)

議会及び**市長等**は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市の**まちづくり**に反映するよう努めるものとする。

【考え方・解説】

(国、埼玉県と市の関係) (他の地方自治体と市の関係)

- ・ 地方分権が進む中、市では、自己決定・自己責任の原則のもと、**市民のためのまちづくり**を行わなければなりません。
- ・ しかし、環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国、埼玉県、近隣自治体や友好都市、また他の政令指定都市など他の地方自治体と連携した取組が求められています。
- ・ その際は、国がやるべきことや、地方自治体にしかできないこと等があり、協力関係を築き、対等な立場で、各々の役割分担を明確にすること、また、市の**まちづくり**に關係する国や埼玉県の政策や施策等に対し、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、意見、要望、提案していくことが重要です。
- ・ 特に、他の地方自治体との関係においては、人材、権限、財政力など政令指定都市としての潜在能力を積極的に活用して、先駆的な取組を推進し、リーダーシップを発揮することが、市に關係する他の地方自治体を含めた全体的な発展を促し、ひいては市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。(この中でも、県内唯一の政令指定都市として、特に近隣自治体に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。)

(諸外国と市の関係)

- ・ 国際関係については、社会の様々な面でグローバル化が進展する中、姉妹・友好都市をはじめとする国際交流を図るとともに、さらに都市が抱える諸問題の解決に向けて相互に協力していくことが必要です。そして、その中で得られた知見を、市の**まちづくり**に反映していくことが、市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。
- ・ また、特に市は国際会議観光都市として国から認定を受けていますので、この役割を果たすため、積極的に国際会議等の誘致を図るなど、国際交流を推進していくことが必要です。

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

⑧ 財政運営

【条例案骨子】

●（健全な財政運営）

- ・ 議会及び市長等は、効果的かつ効率的な市政運営及び必要な財源の確保に努めることにより、中長期的視野に立った財政の健全性の確保を図るとともに、市の財産についても適正な管理及び効率的な運用を行うものとする。
- ・ 市長等は、透明性の確保及び財政状況に関する市民意識の向上を図るため、予算決定前に財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- ・ 市民は、市の財政状況について、自らの、また、将来世代の生活に関わる問題として理解し、行動するよう努めるものとする。

⑬ 危機管理

【条例案骨子】

●（危機管理）

- ・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）・緊急事態等をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。
 - （1）「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。
 - （2）市民とともに危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。
 - （3）危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減を図ること。
 - （4）危機の収拾、再発防止を図ること。
- ・ 市長等は、普段から危機管理体制として、市長等・議会・住民（自治体）・市民活動団体・大学等・事業者のネットワークを形成し、危機発生時には、その情報を速やかに発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ④協働

（市民・スポーツ文化局）コミュニティ課市民活動支援室

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（協働の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と議会・市長等は、地域や市の課題を効果的に解決するため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 目的及び目標を共有すること。 互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 それぞれの責任と役割を明確にすること。 公平性、公正性及び透明性を確保すること。 議会及び市長等は、市民による協働の提案が地域や市の課題の解決に必要と認められる場合には、協働の実現に努めるものとする。 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働は、多様な主体が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重しながら、対等な関係で協力し合うことを言います。 効果的な市政運営のためには、市民と議会・市長等の積極的な協働が必要であり、互いの特性を發揮しながら連携して課題解決にあたるほうが大きな効果を期待できる場合には、協働の推進が求められます。 市民と議会・市長等の協働は、身近な地域の課題の発見と解決を通して、市民自治を強化すると考えます。 協働の推進に当たっては、協働の当事者が、対等の立場に立って、相互理解と信頼関係を深め、共通の課題の解決に取り組む必要があります。市民の自主性と自立性が損なわれてはなりません。 議会及び市長等は、市民による協働の提案があった場合で、それが地域や市の課題の解決に必要と認められるときには、協働の実現に努めなければなりません。また、議会及び市長等には、市民からの協働提案に対して検討結果を回答するなど誠実な対応が求められます。 議会及び市長等は、協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとし、協働の推進を図るために、例えば次のような措置が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 協働に関する理解を深める機会の提供 市民から提起される地域課題の解決を図るための協働プロジェクトチーム（市民及び職員から適切な者を選出）の設置 市民の自発的な活動の支援 民間組織相互の協働（民民協働）に必要な情報の収集・提供、相談・研修等の機会の確保 住民、市民活動団体、事業者、大学等が交流し、連携する機会の提供 市民と議会・市長等には、協働の実践によって市民自治における各自のあり方を見直し、改善していくことが求められます。 	<p>用語の定義に関して</p> <ol style="list-style-type: none"> 協働の定義は、市民活動及び協働の推進条例（以下「推進条例」という）第2条第1項6号で定義されています。同様の表現にさせていただくなど、整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 推進条例においては、協働を市及び市民活動団体との関係として定義しています。議会については、本市の議会基本条例等との整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 協力すること、と広く定義することは、市民の参加の概念に近くなるのではないかと考えます。市民活動及び協働の推進条例においては、協働を「市及び市民活動団体が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うこと」としています。 <p>（協働の推進）</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1項各号について、市民活動及び協働の推進条例第3条【基本原則】に定められている内容と類似した内容が見受けられます。既存の条例との整合をとっていただくことが望ましいと考えます。 「市民活動の推進」及び「協働の促進」に関する指針及び推進条例を鑑みて、自治基本条例の目的にあるとおり基本理念を定める条文とすることが望ましいと考えます。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑤市民の意見等への対応

（市長公室）広聴課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（市民の意見等への対応）</p> <ul style="list-style-type: none">議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について誠実に受け止め、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するものについては、可能な限り、速やかに市政に反映させるものとする。議会及び市長等は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針または対応結果を、市民に速やかに回答することにより、説明責任を果すものとする。議会及び市長等は、市民との情報共有のため、市政に対する市民の意見、要望、提案等及びこれらに対する対応方針または対応結果を、公表するよう努めるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none">議会や市長等は、市民の「市の発展に寄与する」思いやアイデアを無駄にすることなく、誠実に受け止めることが大切です。議会及び市長等は、市民の市政に対するどのような意見、要望、提案等に対しても、誠実に耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、速やかに市政に反映するよう努めなければなりません。議会及び市長等は、意見等への対応方針や対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答することが求められます。なお、既に市として結論が出ている案件については、そのことについて丁寧に説明することになりますが、再検討を妨げるものではありません。また、市民の意見等については、窓口、電話、文書など様々な方法で膨大な数の意見が寄せられていると考えますが、市民との情報共有のため、実務上可能な限り、意見等の内容や対応について公表に努めることが必要です。なお、市民自治の推進のためには、意見等を行う市民、それを受け止める議会や市長等の双方に責任を持った言動や対応が不可欠です。「住んでいる、または活動している市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら行動する市民」が今後一層求められることになり、そのためには何をすべきか、市民、議会、市長等は考える必要があると考えます。	<p>PRマスタープランにおいて、広聴は、広報や情報公開と一体的に市民と市の情報共有を図るものと整理していますので、「市民の意見等への対応」については、情報共有等に広聴を設けて整理すべきだと思います。総合振興計画においても、情報共有で整理されています。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑨監査

（監査事務局）監査課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（監査の実施及び運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、これを公表しなければならない。 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。 また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。 	<p>監査課：監査委員による監査を所管（外部監査人による監査は所管外）</p> <p>・地方自治法第199条第9項により公表することは規定されているので公表することとし、<u>が必要</u>です を削除した。</p> <p>・地方自治法等で定期的に行なっているものとして、健全化判断比率等審査もあるので追記した。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑨監査

（総務局）総務課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（監査の実施及び運用）</p> <ul style="list-style-type: none">監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none">監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性和適正な遂行を確認するものです。監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。	<p>総務課：外部監査人による監査を所管</p> <ul style="list-style-type: none">包括外部監査において、監査結果の公表や監査結果に基づく業務改善はすでに実施されており、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するというのであれば、修正後の内容で十分ではないかと思えます。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑩行政評価

行財政改革推進本部

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（行政評価の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。 ●（行政評価への市民意見の反映参加） ① <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民等から意見を聴くなど、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。 ●（評価結果の公表及び事業等への反映） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表を行うとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使用してほしいと考えます。 ② ・ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。 ③ ・ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後はより一層の取組が求められます。④ ・ 税金がどれだけ有効にの使われたか方については、市民の関心も高いため、市長等は、積極的に評価結果をわかりやすく公表するよう努める必要があります。が、税金が有効に活用されていることを市民が理解できるよう、市長等は、市民にわかりやすく評価結果を公表することに努めなければなりません。 ⑤ ・ また、評価自体への市民参加については、「行財政改革推進プラン2010」に基づき、多様な手法が検討されている状況にあります。また、市民の生活者視点からの意見や公平中立な意見を反映させるため、市長等は、行政評価に市民や有識者等の第三者の参加を積極的に推進するよう努めなければなりません。 ⑥ ・ 多様な市民の参加のためには、個々の市民は専門家ではないので、市長等の自己評価の後、市民がチェックできるような手法も検討されるべきと考えます。 ⑦ ・ 評価の結果により、費用対効果の低い事業等効果が低い、または非効率的な市政運営の見直しは必須です。しかし、評価の結果については、見直しによる影響をも考慮すると直ちに反映は難しいものもあると考えますが、市長等は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。 ⑧ ・ また、市長等のみでの努力ではその目的を達成しえない事業等もあり、評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。 ⑨ ・ 職員は、行政評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等の見直し費用対効果を考えた市政運営に努めるものとし、評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することは、職員の意識改革にもつながると考えます。 ⑩ 	<p>○全体事項として 【考え方・解説】の各号は、条例の逐条解説の基礎となるものであると思慮されるため、説得力のある「である」調の方がよいと考えます。</p> <p>① ここでの骨子案は、行政評価への市民参加について記述されているので、見出しも「反映」ではなく「参加」としています。 行政評価では、一般的に一次評価は市で行います。ここでいう市民参加は、市の評価結果に対して、市民の皆様から意見を聴取するもので、昨年本市で実施した「行財政改革公開審議」等の外部評価を想定しています。 市民等の「等」は、有識者などによる意見聴取も想定します。</p> <p>② 「税金を使用する」という文言より、「税金を使う」という方が適切と考えます。</p> <p>③ 行政評価を行うことは、「不可欠」とまでは言えないと考えますので、「必要」という表現にしました。</p> <p>④ 将来に渡って、この【考え方・解説】が利用されることを考慮した場合、現在の個別の取組等を載せるべきではないと考えます。</p> <p>⑤ 税金が有効に使われていることを前提としているような表現であること、また、前段と後段で、意味が重複しているため修正をしました。</p> <p>⑥ ④と同様に当該部分を削除し、後段部分で参加の促進について記述しました。</p> <p>⑦ 条例骨子案の第2項と同じ内容であるため削除しました。</p> <p>⑧ 文章の組立てを整理しました。</p> <p>⑨ この考え方は、条例案冒頭部分の市民や議会の責務規定に包括されると考えられるので削除しました。</p> <p>⑩ 文章を整理しました。「費用対効果の低い事業を見直す」ところが、前々項と重複しているため削除しました。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ⑪組織

(総務局) 総務課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（組織等の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織及び人員体制の整備に努めるものとする。 (1) 地域や市の課題に的確に対応できること。 (2) 市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいこと。 (3) 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 <p>●（市政に参加しやすい組織風土の醸成）</p> <p>議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。</p> <p>【考え方・解説】</p> <p>（組織等の整備）</p> <ul style="list-style-type: none">市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織、人員体制が求められます。その上で、市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいことや、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できる組織、人員体制であることが求められます。「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。 <p>（市政に参加しやすい組織風土の醸成）</p> <ul style="list-style-type: none">市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢）を醸成することが必要です。	<p>総務課：「組織」を所管。（人員体制は所管外）</p> <ul style="list-style-type: none">市政への市民参加については、(5) 市政運営・まちづくり ⑪市政運営の基本原則の中の(2)「市民の市政への参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。」という部分で包括的に述べられていると思います。したがって、左記の中間報告の中で述べる必要はないと思います。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑫市の発展のための法務

（総務局）法制課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（市の発展のための法務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において、法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うものとする。 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のために条例や、規則等の制定を検討するとともに、既存の条例や、規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または又は廃止をするものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権時代において、地方自治体地方公共団体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、このこと法務をより一層活用していくことが必要です。 この機会を活かし市民福祉の向上と市の健全な発展の可能性を模索するために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則などの法令等の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令等を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切と考えます。 また、地域や市の課題解決のために条例や、規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や、規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または又は廃止をすることが求められます。 その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。 また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や及び市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令等の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や、規則等の制定、改正一又は廃止をすることが求められます。 さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例、規則等の制定、改正一又は廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。 	<p>【条例案骨子】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「法令等」としたのは、法令に条例、規則等は通常含まれないため。 ○その他の修正箇所 表現を統一し、又は正確に表記した方がよいと思うため。 <p>☆主語に関する問題提起</p> <p>「議会及び市長等」という主語により各機関が個々に独立して行うものとされているが、この項目が“市の発展のための法務”として、“自らの責任において”行うものであることを考えると、市全体として市の責任において行っていくべきこととして「市」を主語とした方がよいのではないか。</p> <p>☆この項目全体に関する問題提起</p> <p>「解釈運用は市の健全な発展等のため、条例規則の制定改廃は地域や市の課題解決のため」と区別されているが、区別することにより例えば市の健全な発展のための制定改廃や、課題解決のための解釈運用が含まれない（少なくとも条例上重要視されない）こととなり、意味・対象が狭小になってしまわないか。むしろ、目的は同じで、解釈運用も制定改廃も必要であればすべてを駆使するような法務というものを定めた方がよいのではないか。</p> <p>【考え方・解説】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地方自治体」は、法令上地方公共団体が正しいため。 ○「このこと」とは、法務ではないかと考えたため。 ○「この機会を活かし」を削ったのは、文脈上意味がわかりにくいため。 ○「発展の可能性を模索するために」を削ったのは、「発展のために」という条例案骨子と意味合いが変わってしまうと思うため。 <p>○その他の修正箇所 条例案骨子と表現を統一した方がよいと思うため。</p> <p>☆考え方・解説全体に関する問題提起 もっと市民が読んですぐに理解できるような、わかりやすいものにした方がよいのではないか。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑬危機管理

（総務局）安心安全課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（危機管理）</p> <p>・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。</p> <p>① 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。</p> <p>② 市民とともに危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。</p> <p>③ 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減を図ること。</p> <p>④ 危機の収拾、再発防止を図ること。</p> <p>・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。</p> <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none">「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）のことで、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等（テロ、感染症、環境汚染など）」を意味します。危機の発生時に市民の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。市民、議会、市長等は、危機の予防及び危機への備えを十分に行い、危機発生時には被害の軽減及び収拾、再発防止に努める必要があります。危機への対応に関しては、市長等の努力だけでは限界があり、関係機関や市民との連携が必須であり、「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。 <p>① まず、市民は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。</p> <p>② 次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。</p> <p>③ そして、議会や市長等は、市民による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づく地域情報など必要な情報の公表、市民との情報共有などが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、市民や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。	<p>自治基本条例は、「自治体の憲法」というべき、自治体の基本ルールを定めるものであり、【条例案骨子】の記載にあるような、「危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減」などの対策まで条例で定めることに疑義を感じます。</p> <p>条例を基に体系的に計画や要綱・要領等で対策やルール等を定めることが一定の手法と考えます。</p> <p>よって、記載事項の①～④部分については、「さいたま市危機管理指針」を基に、地域防災計画や緊急事態等対処計画等で定めていることから、本条例では、危機管理に関する方向性のみの記載にとどめるべきと考えます。</p> <p>また、危機発生時は市民の代表で組織する議会と行政が協力しあい対応することは当然のことであり、あえて「議会及び市長等は」と記載する必要はないと考えます。</p> <p>（例）</p> <p><u>市は、危機に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、市民や関係機関等と情報共有しながら危機への迅速かつ的確な対応を図る。</u></p>